

平成20年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p><u>第一次改正</u> ※科生第※号 厚生労働省発雇児第※号 平成※年※月※日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>

改 正 案	現 行
<p>別 紙</p> <p>放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 現行のとおり (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 現行のとおり (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 現行のとおり (略)</p>	<p>別紙</p> <p>放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 放課後子どもプラン推進事業費補助金とは、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業費補助金及び厚生労働省所管の児童育成事業費補助金の一部である放課後児童健全育成事業等(放課後児童健全育成事業費、放課後子ども環境整備事業費、放課後児童クラブ支援事業費)の両補助金を総称するものである。</p> <p>放課後子どもプラン推進事業費の国庫補助については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。なお、放課後児童健全育成事業等(平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2に基づく事業)については、併せて、児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、以下の(1)～(7)の事業を実施するために必要な経費のうち、</p>

改正案	現行
	<p>補助金交付の対象として、(1)～(3)については文部科学大臣が、(4)～(7)については厚生労働大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 放課後子ども教室推進事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のIに基づき市町村(特別区を含み、指定都市、中核市を除く。以下同じ。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(2) 放課後子ども教室備品整備事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(3) 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添1のIIIに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 現行のとおり (略)</p>	<p>(5) 放課後子ども環境整備事業 (放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業) 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(6) 放課後児童クラブ支援事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIIIに基づき市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(7) 放課後児童指導員等資質向上事業 平成19年3月30日18文科生第587号、雇児発第0330039号、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「放課後子どもプラン推進事業の実施について」の別添2のIVに基づき都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業費、放課後子ども教室推進事業費等 (特別支援学校での実施に限る) 及び放課後児童指導</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付の下限)</p> <p>5 現行のとおり (略)</p>	<p>員等資質向上事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びビにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びビにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の放課後子ども教室推進事業費等及び放課後児童健全育成事業費等について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないもの</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付の条件)</p> <p>6 現行のとおり (略)</p>	<p>とする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 直接補助事業に係る場合</p> <p>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式7による中止(廃止)承認申請書を提出し、文部科学大臣又は厚生労働大臣(以下「担当大臣」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、令第14条第1項第2号の規定により、担当大臣が別に定める期間を経過するまでは、担当大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 担当大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 間接補助事業に係る場合</p> <p>ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」と</p>

改 正 案	現 行
	<p>とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のうち「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア) (1) のアからエに掲げる条件(ただし、この場合において(1)のア及びウ中「担当大臣」とあるのは、「指定都市又は中核市の市長」と、(1)のイ中「担当大臣の承認」とあるのは「指定都市又は中核市の市長の承認」と(1)のうち「国庫」とあるのは、「指定都市又は中核市」と読み替えるものとする。)</p> <p>(イ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。)が確定した場合は、別紙様式第8に準じた様式により速やかに指定都市又は中核市の市長に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、その申告に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、指定都市又は中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を指定都市又は中核市に返還するものとする。</p> <p>(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に</p>

改正案	現 行
<p>(申請手続)</p> <p>7 現行のとおり (略)</p>      <p>(交付の決定)</p> <p>8 現行のとおり (略)</p>	<p>ついて証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ウ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を国庫に返還するものとする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 指定都市・中核市が行う事業 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>8 担当大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に、別紙様式3による補助金交付決定通知書を送付するものとする。</p>



改 正 案	現 行
<p>(申請の取下げ) 9 現行のとおり (略)</p> <p>(変更申請手続) 10 現行のとおり (略)</p> <p>(補助金の概算払) 11 現行のとおり (略)</p> <p>(状況報告) 12 現行のとおり (略)</p> <p>(実績報告) 13 現行のとおり (略)</p>	<p>(申請の取下げ) 9 前条の通知を受けた者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。 取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(変更申請手続) 10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、7に定める申請手続に基づき、別紙様式4による変更申請書に関係書類を添えて、毎年度1月末日までに担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の概算払) 11 担当大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(状況報告) 12 担当大臣は、必要があると認めるときは、補助事業等の状況に関する報告を求めることができるものとする。</p> <p>(実績報告) 13 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。 (1) 都道府県が行う事業及び市町村が行う事業に対して、都道府県が補助する事業 都道府県知事は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提</p>

改 正 案	現 行
<p>(補助金の額の確定)</p> <p>14 現行のとおり (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>15 現行のとおり (略)</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>16 現行のとおり (略)</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>(2) 指定都市・中核市が行う事業</p> <p>指定都市及び中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、担当大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>14 担当大臣は、13の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(10に基づく決定をした場合は、その決定の内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式6による交付額確定通知書を送付するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>15 担当大臣は、13に基づく交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>補助金の返還期限は、補助金の額を確定した日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難い場合には、90日以内とすることができる。</p> <p>また、履行期限までに納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p> <p>(交付決定の取消等)</p> <p>16 担当大臣は、6(1)アによる補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び</p>

改 正 案	現 行
<p>(その他) 17 現行のとおり (略)</p> <p>附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>次の(1)に掲げる場合には、8の交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。</p> <p>(1) 交付決定の取消等を行う場合</p> <p>ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく担当大臣の処分若しくは指示に違反した場合</p> <p>イ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合</p> <p>ウ 補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合</p> <p>エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</p> <p>(2) 担当大臣は、交付決定の取消等をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>(3) 担当大臣は、(2)における返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。</p> <p>(4) (2)に基づく補助金の返還及び(3)における加算金の納付については、15の規定を準用する。</p> <p>(その他) 17 特別の事情により4、7、10及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ担当大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。</p> <p>附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。</p>

改正案

現行

別表

別表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)                      当たり年額                      990,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)                      当たり年額                      1,612,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)                      当たり年額                      2,408,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)                      当たり年額                      3,204,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合）                      13,000円×251日～300日までの                      250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額                      (7) 平日分（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）                      199,000円×「18時を越える時間」                      の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇分（1日8時間を超えて開設する場合）                      90,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)                      当たり年額                      1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）                      199,000円×18時を越える時間数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1/3

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)                      当たり年額                      990,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)                      当たり年額                      1,612,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)                      当たり年額                      2,408,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)                      当たり年額                      3,204,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合）                      13,000円×251日～300日までの                      250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）                      1クラブ当たり年額                      309,000円×か所数</p> <p>⑦ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合）                      1クラブ当たり年額                      687,000円×か所数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249日）</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)                      当たり年額                      1,611,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合）                      1クラブ当たり年額                      296,000円×か所数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1/3

改正案

現行

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	1/3
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放課後児童指導員等資質向上事業費	4	放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	1/3
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放課後児童指導員等資質向上事業費	4	放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	

改正案

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

別表1

現行のとおり (略)

別表2

- 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)

- 2 放課後児童健全育成事業等

(1) 調査対象分

調査対象分	別表様式1		別表様式2		別表様式3	
	支出	定額	支出	定額	支出	定額
放課後児童健全育成事業等						

(2) 特定区市・中核市分

特定区市・中核市分	別表様式1		別表様式2		別表様式3	
	支出	定額	支出	定額	支出	定額
放課後児童健全育成事業等						

放課後児童健全育成事業等

特定区市・中核市分	別表様式1		別表様式2		別表様式3	
	支出	定額	支出	定額	支出	定額
放課後児童健全育成事業等						
放課後子ども環境整備事業等						
放課後児童クラブ支援事業等						
計						

現行

別紙様式1

現行のとおり (略)

別紙様式2

別表1

現行のとおり (略)

別表2

- 1 放課後子ども教室推進事業等 (略)

- 2 放課後児童健全育成事業等

(1) 調査対象分

調査対象分	別表様式1		別表様式2		別表様式3	
	支出	定額	支出	定額	支出	定額
放課後児童健全育成事業等						

(2) 特定区市・中核市分

特定区市・中核市分	別表様式1		別表様式2		別表様式3	
	支出	定額	支出	定額	支出	定額
放課後児童健全育成事業等						

放課後児童健全育成事業等

特定区市・中核市分	別表様式1		別表様式2		別表様式3	
	支出	定額	支出	定額	支出	定額
放課後児童健全育成事業等						
放課後子ども環境整備事業等						
放課後児童クラブ支援事業等						
計						

改正案

現行

(3) 補助科目  
放課後児童健全育成事業等

実施年度	区分	事業種別	事業名称	事業実施期間		事業実施回数	事業実施場所	事業実施担当者	事業実施内容	事業実施状況	事業実施効果	事業実施状況		事業実施効果																							
				実施期間	実施回数							事業実施状況	事業実施効果																								
〇〇年	〇〇年	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業等	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回																							
															放課後子ども教室推進事業等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回											
																											放課後児童クラブ等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	
																																					計
〇〇年	〇〇年	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業等	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回																							
															放課後子ども教室推進事業等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回											
																											放課後児童クラブ等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回

(3) 補助科目  
放課後児童健全育成事業等

実施年度	区分	事業種別	事業名称	事業実施期間		事業実施回数	事業実施場所	事業実施担当者	事業実施内容	事業実施状況	事業実施効果	事業実施状況		事業実施効果																							
				実施期間	実施回数							事業実施状況	事業実施効果																								
〇〇年	〇〇年	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業等	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回																							
															放課後子ども教室推進事業等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回											
																											放課後児童クラブ等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回
〇〇年	〇〇年	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業等	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回																							
															放課後子ども教室推進事業等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回											
																											放課後児童クラブ等	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回	〇〇回

34

- 別表3  
1 放課後子ども教室推進事業等  
(略)
- 2 放課後児童健全育成事業等  
(1) 都道府県分  
現行のとおり (略)
- (2) 指定都市・中核市分  
①放課後児童指導員等資質向上事業  
現行のとおり (略)

- 別表3  
1 放課後子ども教室推進事業等  
(略)
- 2 放課後児童健全育成事業等  
(1) 都道府県分  
(略)
- (2) 指定都市・中核市分  
①放課後児童指導員等資質向上事業  
(略)

改正案

②放課後児童健全育成事業費

■ 国庫補助事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				開設時間	長時間開設		1～3年	4～6年				計
					平日分	長期休暇 差込						
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
合計	クラブ	日			時間	時間			か所	か所		

- (注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に「年間平均開設時間」を「長時間開設の長期休暇分」は、「1日の開設時間が6時間を超えて開設する場合」の年間平均開設時間を記入すること。
- (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

■ 国庫補助事業計画書(児童数20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				開設時間	長時間開設		1～3年	4～6年				計
					平日分	長期休暇 差込						
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
合計	クラブ	日			時間	時間			か所	か所		

- (注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。
- (注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注6)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

現行

②放課後児童健全育成事業費

■ 国庫補助事業計画書(児童数10～19人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				開設時間	長時間開設		1～3年	4～6年				計
					平日分	長期休暇 差込						
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
合計	クラブ	日			時間	時間			か所	か所		

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児受入れる場合に○印を付すること。
- (注3)「児童数の対象は、障害児数、身体障害者手帳、特別児童手帳等所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童福祉所等公的機関の意見書により承認に付すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

■ 国庫補助事業計画書(児童数20～35人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	年間開設日数 (a)	開設日数加算 対象日数 (a)-250	開設状況		児童数			分割	年度途中 における 新規開設	新規開設 年月日	
				開設時間	長時間開設		1～3年	4～6年				計
					平日分	長期休暇 差込						
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
		日		時～時 (長期休業日等 除く)							年月日	
合計	クラブ	日			時間	時間			か所	か所		

- (注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すること。
- (注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児受入れる場合に○印を付すること。
- (注3)「児童数の対象は、障害児数、身体障害者手帳、特別児童手帳等所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童福祉所等公的機関の意見書により承認に付すること。
- (注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
- (注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
- (注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すること。
- (注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。  
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。



改正案

6. 園児補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設時間, 長時間開設(平日分, 長期休暇等分), 児童数(1~3年, 4~6年, 計), 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日

(注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)」に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)」に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)」に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

4. 園児補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設時間, 長時間開設(平日分, 長期休暇等分), 児童数(1~3年, 4~6年, 計), 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日

(注1)「長時間開設の平日分」は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)」に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注3)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)」に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注4)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注5)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注6)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)」に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

現行

6. 園児補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設時間, 長時間開設, 児童数(1~3年, 4~6年, 計), 障害児数, 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児数」欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すこと。
(注3)「障害児の対応」は、障害児専用、身体障害者専用、特別児童手帳等当座を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、原則、児童福祉所等公的機関の児童等により委託対応すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)」に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)」に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

4. 園児補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

Table with columns: 実施市名, 放課後児童クラブ名, 年間開設日数(a), 開設日数加算対象日数(a)-250, 開設時間, 長時間開設, 児童数(1~3年, 4~6年, 計), 障害児数, 分割, 年度途中における新規開設, 新規開設年月日

(注1)「長時間開設」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合に○印を付すこと。
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児数」欄は障害児を受け入れる場合に○印を付すこと。
(注3)「障害児の対応」は、障害児専用、身体障害者専用、特別児童手帳等当座を所持していること。ただし、手帳等を所持していない場合であっても、原則、児童福祉所等公的機関の児童等により委託対応すること。
(注4)「開設日数加算対象日数」は「年間開設日数」が300日以上の場合、50日とすること。また、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ開設に必要な開所日は、基準開設日数(250日)」に含まれているので、対象日数については、開設時間が原則8時間以上のこと。
(注5)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
(注6)「年度途中における新規開設」欄は、年度途中にクラブを新規で開設する場合に○印を付すこと。
(注7)「新規開設年月日」欄は、(注6)により○を付した場合に、新規開設する(した)年月日を記入すること。
また、基準額の算出については、月割りにより算出とすること。なお、「年度途中における新規開設」する(した)クラブについては、翌年度以降1年を通じて開設した場合に、開設日数等が基準開設日数(250日)」に満たないクラブは補助対象外であるので注意すること。

改 正 案

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
合計	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合に0印を付すること。  
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に0印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

	実施か所数							開設日数加算対象日数
	a	b	c	d	a~d小計	e	a~e合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間
		か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	( )	( )	( )

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
(注2)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。

現 行

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開設状況			児童数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
		日	時~時 (長期休業日等時 時~時)		人	人	人	
合計	クラブ			か所	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設」の欄は、授業日における1日の開設時間が6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合に0印を付すること。  
(注2)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に0印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

実施市名	実施か所数							開設日数加算対象日数	児童数			
	a	b	c	d	a~d小計	e	a~e合計		1~3年	4~6年	計	障害児受入
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		人	人	人	か所
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		( )	( )	( )	

(注1)「実施か所数」欄の( )内は、長時間開設欄に0印を記入したか所数を内数で、「」内は、開設日数加算の対象となるクラブのか所数を内数で記入すること。  
(注2)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。  
(注3)「児童数」欄の( )内は、障害児数を内数で記入すること。また、「障害児受入」の欄は障害児を受け入れる場合に「か所」を記入すること。